

# 平成30年度における人事行政の運営等の状況

令和元年11月

石 巻 市



## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員の任免

#### ア 採用者の状況

平成30年度に採用した一般職の職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	採用者数	備 考
一般行政職	31	行政20、保育士7、保健師1、精神保健福祉士1、栄養士1、学芸員1
一般行政職（任期付）	46	行政39、行政（自治体OB）6、保育士1
一般行政職（再任用）	9	行政8、保育士1
労 務 職（再任用）	8	
医 療 職	19	医師2、看護師7、薬剤師1、理学療法士3、社会福祉士2、言語聴覚士1、作業療法士1、臨床工学技士2
医 療 職（任期付）	1	医師1
医 療 職（再任用）	3	看護師1、准看護師1、歯科衛生士1
教 育 職	16	市立高等学校教諭11、指導主事3、幼稚園教諭2
計	133	

#### イ 職員の退職に関する状況

平成30年度に退職した一般職の職員は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	任期末日	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
市長の事務部局	30	8	41	47			1	127
教育委員会の事務部局	11	3	11	8				33
その他	2	1	1	1				5
計	43	12	53	56			1	165

※ 「その他」は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局になります（以下同じ。）。

ウ 昇任制度の概要と実施状況

職員の昇任については、選考を行っており勤務成績が良好であることが必要です。

(単位：人)

区 分	部長級	次長級	課長級	補佐級	主査級	主任級	主任労務級	合 計
市長の事務部局	9	13	27	49	19	60	5	182
教育委員会の事務部局		1	2	4		3	6	16
その他		2	2	2	1			7
計	9	16	31	55	20	63	11	205

エ 派遣職員の状況

(ア) 派遣した職員

平成30年度に石巻市から他団体等に派遣した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

派 遣 先	行政職	労務職
経済産業省	1	
宮城県後期高齢者医療広域連合	2	
宮城県地方税滞納整理機構	1	
石巻地区広域行政事務組合	6	
宮城県	1	

(イ) 派遣された職員

平成30年度に他団体等から石巻市に派遣された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

派 遣 元	行政職	労務職
国土交通省	1	
石巻地区広域行政事務組合	9	4

オ 障害者の任用状況

平成30年6月1日現在の身体等に障害のある職員の任用状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	職員のうち障害のある職員数		
		普通障害者	特別障害者	合 計
市長の事務部局	1, 7 1 2	2 3. 5	2 0	4 3. 5
教育委員会の事務部局	4 6 8	6. 5	8	1 4. 5

(2) 職員数の状況

ア 職員定数及び職員数

平成30年4月1日現在の任命権者ごとの職員の条例定数及び職員数の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	条例定数	職員数
市長の事務部局（病院局を除く。）の職員	1, 6 0 0	1, 3 4 4
病院局の職員	2 5 0	2 4 5
議会の事務局の職員	1 2	1 1
選挙管理委員会の事務局の職員	7	7
監査委員の事務局の職員	7	6
農業委員会の事務局の職員	1 1	1 1
教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	2 0 0	1 9 6
教育委員会の所管に属する学校の職員	1 6 5	1 0 4
合 計	2, 2 5 2	1, 9 2 4

(注) 上記表は、教育長及び職員労働組合専従者を含みません。また、職員数には、自治法派遣職員(159名)を含めていません。

イ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成18年度から平成22年度までの5年間は、定員適正化計画に取り組んできた結果、一定の成果を上げることができましたが、現在は、未曾有の大規模災害となった東日本大震災からの速やかな復旧・復興を最優先し、増大する震災関連事業の実施に必要な職員配置に取り組んでいます。

今後は、復旧・復興の状況等を勘案しながら、職員配置や業務内容の見直しを図るなど

多様な行政需要に対応しつつ、行政サービスの低下を招かないよう職員数の適正化が図られるよう計画の策定を検討しています。

## 2 職員の人事評価の状況

職員の昇任その他人事管理の基礎とするため、平成28年度から能力・実績に基づく人事評価制度を実施しています。

人事評価制度は、職員の意欲や能力、仕事の成果を適正に評価することにより、職員一人一人が個々の強み・弱みを客観的に把握することができるため、職員の主体的な職務遂行の実現や自己啓発の促進が図られるなど、職員の人材育成と組織体制の強化により行政サービスの向上につながるマネジメントツールの1つとして活用されています。

## 3 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (平成29年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成29年度 の人件費率
平成30年度	人 145,386	千円 208,185,348	千円 7,927,381	千円 11,858,174	% 5.7	% 6.4

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等が含まれます。

#### イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成30年度	人 1,536	千円 5,884,747	千円 1,221,313	千円 2,313,673	千円 9,419,733	千円 6,133

(注) 1 職員手当には、退職手当組合負担金は含まれません。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

#### ウ ラスパイレス指数の状況（平成30年4月1日現在）

石巻市	類似団体平均	全国市平均
97.2	98.3	99.1

(注) 1 ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額
一般行政職	43.1歳	296,929円	※2 360,363円
			※3 317,334円

※1 「平均給料月額」は、平成30年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

※2 「平均給与月額」の上段は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※3 「平均給与月額」の下段は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(注) 上記※1～3は、次表においても同様です。

(イ) 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
全 体	50.7歳	289,312円	313,494円
			300,680円
うち清掃職員	56.0歳	293,457円	308,200円
			298,100円
うち学校給食調理員	47.9歳	290,590円	311,678円
			302,159円
うち用務員	52.6歳	299,245円	326,617円
			314,382円
うち自動車運転手	52.0歳	297,480円	371,447円
			303,080円
うちその他	50.3歳	278,967円	299,733円
			288,178円

イ 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

（単位：円）

区 分		石 卷 市	宮 城 県	国
一 般 行政職	大学卒	180,700	188,400	180,700
	短大卒	161,300	168,300	161,300
	高校卒	148,600	154,000	148,600

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

（単位：円）

区 分		経験年数7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満
一 般 行政職	大学卒	249,800	299,200	309,900
	短大卒	—	—	296,100
	高校卒	229,900	251,600	273,400
技 能 労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	188,000	209,800	223,300

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比	前年の構成比
1 級	主事	136人	12.6%	14.9%
2 級	主事	131人	12.1%	11.5%
3 級	主査・主任主事	329人	30.5%	30.3%
4 級	主幹	165人	15.3%	14.6%
5 級	課長補佐	161人	14.9%	14.8%
6 級	課長	100人	9.3%	9.0%
7 級	次長	34人	3.1%	2.7%
8 級	部長	24人	2.2%	2.2%
合 計		1,080人	100.0%	100.0%

(注) 1 石巻市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



イ 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度に給与構造改革を実施し、昇給幅の細分化を図り勤務成績に応じて昇給区分を決定していますが、平成28年度から実施している人事評価制度による評価結果の給与等への反映の仕組みについても検討することとしています。

(4) 職員の手当の状況（平成30年度）

ア 期末手当・勤勉手当

石巻市	宮城県	国
1人当たりの平均支給額 1,416千円	—	—
(支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45月分) (0.9月分)	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45月分) (0.9月分)	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45月分) (0.9月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

石巻市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例2%～20%加算 1人当たり平均支給額（平成30年度） 自己都合等 1,499千円 勸奨・定年 20,666千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例3%～45%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給対象地域	支給対象職員数	支給率	
		石巻市	国
東京都特別区に在勤する職員	1人	20%	20%
仙台市に在勤する職員	3人	6%	6%
医師	2人	16%	16%
支給実績（平成30年度決算）	3,701千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成30年度決算）	528,776円		

（注） 石巻市立病院及び牡鹿病院を除きます。

エ 特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫業務手当	社会福祉事務所等に所属する職員	感染症患者の救護、家畜伝染病の防疫等	1回550円
福祉業務手当	社会福祉事務所保護課に所属する職員	生活保護措置事務を担当する業務	月額7,000円以内
不快業務手当	市立病院等に勤務する職員	死体の清拭等作業業務	1体1,000円
医療業務手当	石巻市立病院、牡鹿病院及び夜間急患センターに勤務する医師	医療業務	月額380,000円以内
医療技術手当	雄勝歯科診療所に勤務する医師	医療業務	予算に定める額
医師手当	雄勝・橋浦診療所に勤務する医師	医療業務	月額350,000円以内
研究手当	雄勝歯科診療所に勤務する医師	医療業務	予算に定める額
放射線業務手当	夜間急患センターに勤務する診療放射線技師	エックス線その他放射線を人体に対して照射する作業に従事する職員	月額7,000円
夜間看護手当	夜間急患センター及び田代診療所に勤務する看護師	深夜において行われる看護業務に従事する看護師	勤務1回につき7,300円以内
除雪業務手当	施設維持事務所等に勤務する職員	勤務時間以外の時間において除排雪等の業務に従事した場合	1日550円
危険作業手当	建設部等に所属する職員	高所及び深所における危険作業に従事する場合	1日310円以内
往診手当	雄勝・橋浦診療所に勤務する医師	往診業務に従事する医師	月額350,000円以内

過疎地域診療手当	石巻市立病院、牡鹿病院及び夜間急患センターに勤務する医師	雄勝・寄磯・田代診療所において診療業務に従事する医師	1日10,000円
予防接種手当	橋浦診療所に勤務する医師	予防接種業務に従事する医師	1回20,000円以内
校医手当	橋浦診療所に勤務する医師	相川地区において学校医として従事する医師	1人当たり500円以内
健康診断手当	橋浦診療所に勤務する医師	相川地区において健康診断業務に従事する医師	1人当たり1,500円以内
災害業務手当	全職員	災害対策本部の指示により屋外で2時間以上にわたり災害業務に従事した場合	1日550円以内
入学者選抜手当	市立高等学校に所属する職員	入学者を選抜する業務	1日1,000円
教員特殊業務手当	市立高等学校に所属する職員	非常災害時の生徒の保護、修学旅行、部活動の引率指導等	1日2,400円～8,000円
教員業務連絡指導手当	市立高等学校に所属する職員	教務主任等が行う連絡調整、指導助言	日額200円
支給実績（平成30年度）			41,265千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成30年度）			355,734円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）			6.6%
手当の種類（手当数）			20種類

(注) 石巻市立病院及び牡鹿病院を除きます。

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	516,408千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	354千円
支給実績（平成29年度決算）	534,150千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	354千円

(注) 石巻市立病院及び牡鹿病院を除きます。

カ その他の手当

区分	内 容	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額(平成30年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 6,500 円</li> <li>・子 10,000 円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 6,500 円</li> </ul> ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同	無	千円 174,990	円 218,465
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額23,000円以下の家賃を支払っている場合 家賃の月額から12,000円を控除した額</li> <li>・月額23,000円を超える家賃を支払っている場合 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(限度額16,000円)に11,000円を加算した額</li> </ul>	同	無	千円 91,590	円 268,593
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000 円</li> <li>・交通用具利用者(交通用具のみ)</li> </ul> 片道2km以上5km未満 2,000 円 片道5km以上10km未満 4,200 円 片道10km以上15km未満 7,100 円 片道15km以上20km未満 10,000 円 片道20km以上25km未満 12,900 円 片道25km以上30km未満 15,800 円 片道30km以上35km未満 18,700 円 片道35km以上40km未満 21,600 円 片道40km以上45km未満 24,400 円 片道45km以上50km未満 26,200 円 片道50km以上55km未満 28,000 円 片道55km以上60km未満 29,800 円 片道60km以上 31,600 円	同	無	千円 139,724	円 87,491

## (5) 特別職の報酬等の状況（平成30年度）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市 長	1,000,000 円
	副市長	811,000 円
議 員 報 酬	議 長	545,000 円
	副議長	481,000 円
	議 員	444,000 円
期 末 手 当	市 長	支給割合：年間 3.35 月 加算措置：有
	副市長	
	議 長	支給割合：年間 3.35 月 加算措置：有
	副議長	
	議 員	
退 職 手 当	市 長	算定方式：100 分の 44×在職月数 支給時期：任期毎に支給
	副市長	算定方式：100 分の 26×在職月数 支給時期：任期毎に支給

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して条例等で定めています。

## (1) 勤務時間及び休憩時間の状況（平成30年4月1日現在）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分 (1 日 7 時間 45 分)	午前 8 時 30 分	午後 5 時 00 分	正午から 午後 0 時 45 分まで

## (2) 年次有給休暇の取得状況（平成30年中）

区 分	平均取得日数
市長の事務部局	10 日 6 時間 40 分
教育委員会の事務部局	12 日 5 時間 16 分
その他	13 日 5 時間 2 分
合 計 (平均)	11 日 2 時間 10 分

## (3) 時間外勤務及び休日勤務の状況

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たり時間外・休日勤務時間数
289,760時間	150.60時間

## (4) 特別休暇制度の状況

休暇の種類	付与日数・期間
選挙権その他の公民権の行使	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
骨髄若しくは抹消血幹細胞移植のための抹消血幹細胞の登録及び骨髄移植のための骨髄若しくは抹消血幹細胞移植のための抹消血幹細胞の提供	必要と認められる期間
ボランティア活動	一の年において5日以内
結婚する場合	連続する7日以内
妊娠に起因する障害（つわり）	10日以内で必要と認められる期間
妊娠中の通勤混雑緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲
母子保健法による保健指導、健康診査	必要と認められる期間
妊娠中の健康保持のための休息又は補食	必要と認められる期間
妊娠12週間未満の流産	10日以内で必要と認められる期間
産前休暇	産前8週間以内 (多児妊娠14週間以内)
産後休暇	産後8週間
生後満1歳に達しない子の育児	1日2回各1時間の範囲
妻が出産する場合で子を養育するとき	5日以内
生理日において業務困難な場合	2日以内
妻の出産（出産予定日14日前から出産後14日）	2日以内
乳幼児の健康診査、予防接種等の介助	必要と認められる期間
親族（二親等以内）の看護	被看護者毎に1暦年において 5日以内
親族が死亡した場合	死亡した親族に応じ1日から10日
父母、配偶者、子の追悼のための特別な行事	1日以内

夏季における心身健康維持増進等	7月から9月までの期間内 において5日
災害、交通機関等の事故時の不可抗力	必要と認められる期間
結核性疾患による勤務軽減	必要と認められる期間
通信教育等の面接授業への出席	必要と認められる期間
職務遂行に必要な資格試験等を受ける場合	必要と認められる期間
国、県、市町村その他公共団体からの表彰	必要と認められる期間
公共団体主催の運動競技会への選手又は役員	必要と認められる期間
職務に関連がある海外視察、派遣団への参加	必要と認められる期間
その他任命権者が特に必要と認める場合	承認を得た期間

(5) 育児休業等取得の状況

(単位：人)

区 分	育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間 勤務取得者
市長の事務部局	2 8	8	
	2 2	1 3	
教育委員会の事務部局	3	3	
	2		
その他			
計	3 1	1 1	
	2 4	1 3	

※ 上段 平成30年度取得者

下段 前年度から引き続き取得した者

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

分限処分とは、勤務実績不良の場合、心身の故障の場合、その職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持及び適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。平成30年度の分限処分は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	計
市長の事務部局			1 1		1 1
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合			1 1		1 1
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
教育委員会の事務部局			4		4
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合			4		4
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
その他					
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
合 計			1 5		1 5



## (2) 懲戒処分状況

懲戒処分とは、法令違反や職務上の義務違反、全体の奉仕者としてふさわしくない非行など、一定の義務違反を行った職員に対して、公務の規律と秩序維持を目的として行われる処分です。

平成30年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
市長部局	7		1		8
法令に違反した場合	1				1
職務上の義務違反又は職務を怠った場合	6				6
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合			1		1
教育委員会の事務部局					
法令に違反した場合					
職務上の義務違反又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					
その他					
法令に違反した場合					
職務上の義務違反又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					
合 計	7		1		8
法令に違反した場合	1				1
職務上の義務違反又は職務を怠った場合	6				6
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合			1		1

## 6 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務免除の状況

職務専念義務は、次の場合に限り免除されます。

- ア 職員団体等の適法な交渉へ参加する場合
- イ 研修を受ける場合
- ウ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- エ 公民権を行使する場合
- オ 証人等として裁判所、議会等出頭する場合

- カ 特別職又は他の地方公共団体の職を兼ね、従事する場合
- キ 市行政の運営上特に必要な団体の役職員の職に従事する場合
- ク 措置要求等及びその審査のため出頭を求められた場合

## (2) 営利企業等従事許可の状況

営利企業等への従事に関しては、職員の営利企業等への従事の許可に関する規則により許可基準を定め、運用しています。

(単位：件)

区 分	市長の 事務部局	教育委員会 の事務部局	その他	計
営利を目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及びこれに準ずる職員の地位を兼ねる場合	1	2		3
自ら営利を目的とする私企業を営む場合				
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	5 1	6		5 7
合 計	5 2	8		6 0

## 7 職員の退職管理の状況

### (1) 退職管理の概要

地方公務員法第38条の2の規定により、職員が離職後、営利企業等の地位に就いた場合、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関等の組織に対し、営利企業等との間で締結される売買、賃貸、請負等の契約等に関する事務であって、離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求・依頼してはならないとされています。

また、職員は再就職者による依頼等があった場合、公平委員会に届け出なければならないとされています。

石巻市では適正な退職管理のため、石巻市職員の退職管理に関する規則を定め、職務の公平な執行及び住民の信頼確保に努めています。

### (2) 承認申請書及び再就職者による依頼等の届出件数

- ア 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定による承認申請書の届出件数  
0件
- イ 地方公務員法第38条の2第7項の規定による再就職者による依頼等の届出件数  
0件

## 8 職員の研修の状況

石巻市人材育成基本方針では、『求められる職員像』を次のように定めて、その実現に向けて、中長期的な視点に立ち人材育成の推進に努めています。

- 「市民感覚を有する職員」
- 「チャレンジ精神を有する職員」
- 「経営感覚を有する職員」
- 「豊かな人間性を有する職員」
- 「危機管理意識を有する職員」

職員研修は、石巻市人材育成基本方針の中でも、人材育成の中心的手法と位置付けており、体系的・効果的に研修を実施し、人材育成の推進を図りました。

なお、職員研修には、集合研修、派遣研修、職場研修及び自主研修があります。

### (1) 集合研修

集合研修は、職階や職種ごとに必要とされる基本的能力や知識を習得させることを目的として行うもので、階層別研修と特別研修があります。

区 分	内 容	回 数	受講者
階層別研修	新規採用職員研修、新任主査級研修、新任課長補佐研修、新任課長研修、任期付職員研修	34回	262人
特別研修	メンタルヘルス研修、2市1町管理職研修、人事評価研修、飲酒運転根絶研修、危機管理研修、管理職のマネジメント研修	11回	506人

### (2) 派遣研修（資格取得講習を含む。）

派遣研修は、日常とは異なる環境での「体験」を通して、先進的でより高度な専門知識や技術を習得することを目的として行うものです。

区 分	内 容	回 数	受講者
派遣研修	市町村アカデミー研修、地方公会計特別研修、防災研修、防火・防災管理者講習、エネルギー管理講習、自衛消防業務新規講習、危険物取扱者保安講習等	62回	140人

### (3) 職場研修

職場研修（OJT）とは、日常業務を通じ、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し計画的、継続的に教育指導することであり、職員研修の基本となるものです。

#### (4) 自主研修

自主研修は、職員自らの意思で能力の開発・向上のために学習するもので、各種研修セミナー、通信教育等の情報提供に努めるほか、自主的なグループ研究活動や通信教育受講に対する支援制度の整備を図るものです。

### 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

#### (1) 職員の健康診断の状況

(単位：人)

区 分	受 診 者
定期健康診断	1, 208
人間ドック	529
胃がん検診	753
大腸がん検診	838
乳がん検診	289
子宮がん検診	577
VDT検診	0
結核検査	1, 208

#### (2) 公務災害補償の状況

(単位：件)

加 入 団 体	発生件数	認定件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	10	10	公務災害 7 通勤災害 3

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

事案名	措置要求 年 月 日	措置要求者	要求の概要	処理年月日及び 処 理 経 過 等
該当なし				

11 不利益処分に関する審査請求の状況

事 案 名	審査請求 月 日	審 査 請求人	処分者	処分の 内 容	処分理由	処理年月日及び 処 理 経 過 等
該当なし						

12 その他公平委員会の業務の内容

(1) 管理職等の範囲の指定

ア 管理職員等の範囲を定める規則による指定の有無  有 ・ 無

イ 管理職員等の範囲の変更等件数 1件

(2) 職員団体間の登録、変更登録、登録取消等

職 員 団 体 の 名 称	登 録 年 月	事 務 所 の 所 在 地	法 人 と な る 旨 の 申 出	年 度 中 の 変 更 登 録 状 況	備 考
石 巻 市 職 員 労 働 組 合	昭和 41 年 11 月	石 巻 市 穀 町 14 番 1 号	有 (平成 14 年 8 月 27 日)	有 登録事項の変更 (役員改選) (平成 31 年 3 月 28 日)	